

○ 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（附則第三十七条関係）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 次号イからマまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。 三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。 イゝカ （略） ヨ 証券取引所持株会社 タゝネ （略） ナ 金融先物取引所持株会社 ラゝマ （略） 四ゝ二十七 （略）	（所掌事務） 第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 次号イからクまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。 三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。 イゝカ （略） ヨゝツ （新設） ネゝク （新設） 四ゝ二十七 （略）